

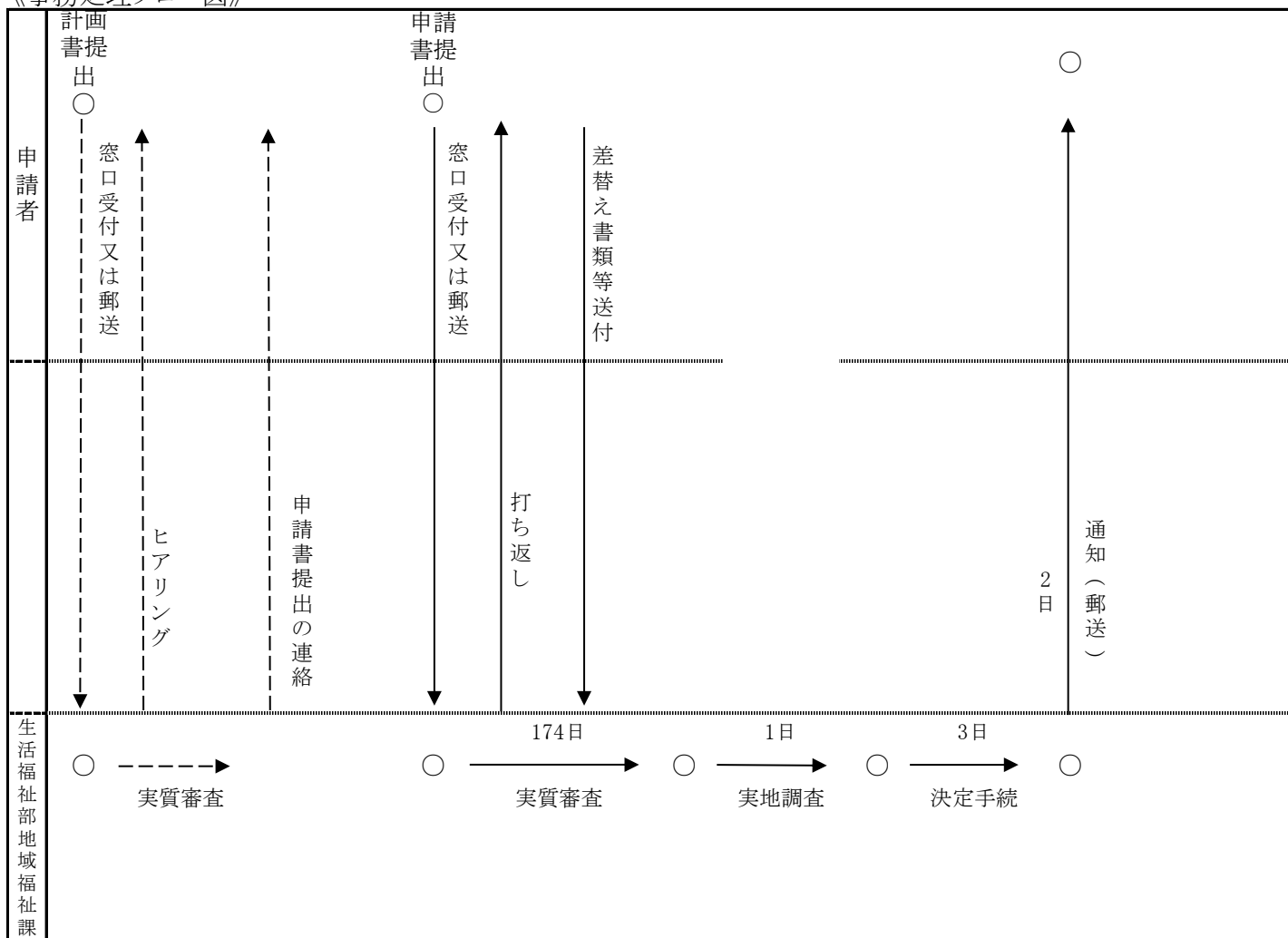
事務処理フロー図

事務名	社会福祉士養成施設等指定申請
根拠法令	社会福祉士及び介護福祉士法第7条、第40条、社会福祉法第19条

作成部署 福祉保健局生活福祉部地域福祉課指定・指導担当 電話32-547

標準処理期間計	180日
---------	------

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	実質審査	審査基準を満たしているか審査 ※社会福祉士及び介護福祉士法 社会福祉士介護福祉士養成施設指定 規則 社会福祉士養成施設及び介護福祉士 養成施設の設置及び運営に係る指針 について
2	実地調査	校舎や教室、備品等が審査基準を満 たしているか確認
3	決定手続	審査の結果に基づき、指定の可否を 決定
4	通知	申請者に通知
5		
6		
7		
8		

※ 水色のセルには、日数(単位不要)を記入